

オープン
カレッジ

「新しい生活様式」が求められるウィズコロナ時代において、日常生活だけでなく、民事裁判手続も大きな影響を受けている。昨年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言が出された。これにより、最高裁判所をはじめ全国の裁判所では、業務が縮小され、DV関係事件や執行・保全および倒産で緊急性のある事件を除き、多くの民事裁判の期日を取り消された。その結果、民事裁判の期日は、2カ月近くにわたり延期され、民事裁判

コロナ渦における民事裁判

験した諸外国のうち、コロナ前より裁判のIT化が進んでいたアメリカやイギリスなどでは、リモートによる裁判手続が行われている。これに対し、訴状や証拠書類などの訴訟資料すべてを書面でやり取りし、訴訟当事者や証人が法廷に出廷することを原則とする日本の民事裁判は、期日の取り消しという選択をせざるを得なかった。

グローバル化が進む中で、特にビジネス界からは、日本の民事裁判手続があまりにも書面主義・対面主義に偏り、諸外国と比べて使いにくいとの指摘がなされてきた。実際、2017年の世界銀行のビジネス環境ランキングにおける「契約執行」という評価項目において、日本の「裁判手続

準備などの争点整理手続にウェブ会議が導入された。さらに、5月には13カ所、12月には全国の地方裁判所においてウェブ会議の運用が開始された。ウェブ会議では、Microsoft社のビデオ通話アプリ「Teams」で裁判官や弁護士らをつなぎ、争点整理や準備書面の共有などが非公開で行われている。

IT化で 利用しやすく

自体が遅延するようになった。

コロナ禍での民事裁判遅延の背景には、日本の民事裁判のIT化の遅れがある。現にロックダウンを経



山形大学法学部教授
山中 稚菜

やまなか・わかな 民事訴訟法、民法。同志社大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了。修士（法学）。

きの「IT化」に関する指標は低評価であった。さらに、コロナ禍において、テレワークや在宅勤務といった働き方の改革が急速に進む中で、民事裁判のIT化の遅れがより一層大きな課題として認識されつつある。

政府は、コロナ前から民事裁判のIT化を喫緊の課題とし、2025年までに民事裁判手続の全面IT化を目指している。その先駆けとして、昨年2月、東京、大阪、名古屋など8カ所の地方裁判所と知的財産高等裁判所において、弁論

準備などの争点整理手続にウェブ会議が導入された。さらに、5月には13カ所、12月には全国の地方裁判所においてウェブ会議の運用が開始された。ウェブ会議では、Microsoft社のビデオ通話アプリ「Teams」で裁判官や弁護士らをつなぎ、争点整理や準備書面の共有などが非公開で行われている。

民事裁判では、現在、裁判所と訴訟当事者との日程調整が難航するなどし、審理が長期化する傾向にある。2019年の最高裁の調査では、民事裁判の第1審での平均審理期間は9カ月で、証人尋問を行う場合は21カ月を要していた。ウェブ会議の導入により、手続の迅速化や充実化が図られるほか、弁護士が裁判所に出頭する費用や時間の削減が期待できる。また、移動を減らすという点では、新型コロナウイルスの感染拡大防止にも効果がある。

政府は、今回のウェブ会議を全面IT化への第1段階と位置づける。今後は、ウェブ会議を利用した口頭弁論や証人尋問、さらにはオンライン申し立ての運用を進めることにより、訴訟記録の全面的な電子化を目指す。情報のセキュリティ対策や弁護士が選任されていない本人訴訟へのサポートなど民事裁判の全面IT化に向けた課題は少なくないが、今後、さらなる議論が重ねられ、国民にとって一層利用しやすい民事裁判手続になることを願う。